



佐賀県公報

平成20年
2月12日
(火曜日)
第 13016号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (四九・長寿社会課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (五〇・健康増進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

◎佐賀県中小企業等協同組合法施行規程の一部改正

- | | |
|--|------------|
| 公 告 | (五二・商工課) 一 |
| ○ガソリン(ハイオク)、ガソリン(レギュラー)及び軽油(店頭JIS1号)の購入に係る一般競争入札 (用度管財課) 二 | |

○ 告 示

●佐賀県告示第四十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
福祉用具貸与	姉川医器械株式会社	鹿島市大字納富分一三七九番	平成二〇・一・三〇

●佐賀県告示第五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成二十年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

指定医療機関の名称	所 在 地			指定年月日	
	中	央	藥	局	
中央薬局 嬉野店	新	嬉	野	市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四	平成二〇・二・一

●佐賀県告示第五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成二十年二月十二日

康

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
中央薬局 嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八七番地四	平成二〇・二・一

一 担当する医療の種類	精神通院	二 指定医療機関の名称	所在地及び指定年月日
		中央薬局 嬉野店	

する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。
平成二十年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第五十二号
佐賀県中小企業等協同組合法施行規程(平成十九年佐賀県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定

「(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国

土交通省令第1号)」を「(平成10年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)」、「(第百八十八条第一項第二項)」を「(平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)」を「(平成10年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)」に改め。

附則

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 開札の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
 (7) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(1) 品名規格 燃料 3種

ガソリン(ハイオク)、ガソリン(レギュラー)及び軽油
(店頭JIS1号)

(2) 入札条件等 入札条件書による

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 給油場所 佐賀県庁本庁舎から15分圏内に所在する給油スタンド

(5) 入札方法 入札は1リットル当たりの単価の入札とする。入札単価の單位は10銭単位とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者

の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 佐賀市内(佐賀県庁本庁舎から15分圏内)に給油スタンドを所有する者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 開札の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
 (7) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

上記2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課担当
電話0952-25-7194 E-mail:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先
上記(1)の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/web>)

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式は、佐賀県ホームページに掲載)を入札日の前日までに用度管財課に郵送し、(必着)又は持参し

てください。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

5 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

上記3の(1)の部局

(1) 入札条件書の交付方法 平成20年3月1日から平成20年3月19日までの

期間佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記3の(1)の部局で随時交付する。

(土曜日及び日曜日は除く。)

(2) 入札書の提出方法 上記3の(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(3) 入札書の提出期限 平成20年3月19日(水曜日)午前11時必着

(4) 開札の日時及び場所 平成20年3月19日(水曜日)午前11時 佐賀県庁
本館1階入札室

(5) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)

の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条

第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作成した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札単価が各油種とも入札書比較価格の範囲内である者の中で、かつ各油種の入札単価に見込数量をそれぞれ乗じて得た額の合計金額(総額)が最低の価格をもって申し込みを行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に契約の相手方とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者うち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員に

くじを引かせるものとする。

工 第一回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline (high-octane), gasoline (regular) and gas oil
- (2) Delivery period : Day of contract to March 31, 2009
- (3) Time limit for tender : 11a.m.March 19, 2008
- (4) A contact point for the notice : Supplies & Property Custody Division, Accounting Department, Saga Prefectural Government, 1-159 Jonai Saga City Saga Prefecture 840-8570 Japan
TEL0952-25-7194